

新型コロナウイルス感染症対策

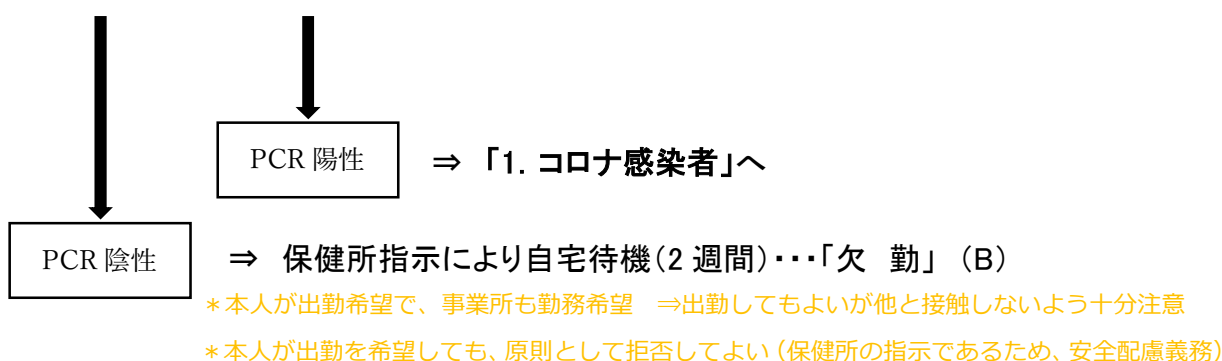
～ 従業員の休業対応について ～

1. 従業員本人が「コロナ感染者」の場合

⇒ 疾病療養のため「欠 勤」(A)

2. 従業員本人が「濃厚接触者」の場合

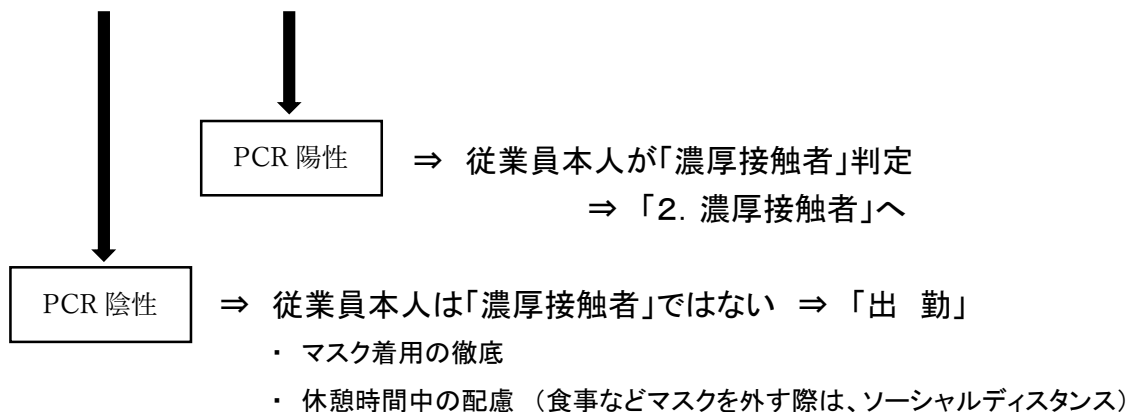
⇒ 保健所指示により、PCR 検査まで「自宅待機」・・・「欠 勤」(B)



3. 従業員本人が「濃厚接触者の接触者」の場合

⇒ 濃厚接触者の PCR 結果判明まで事業者判断で「自宅待機」・・・「休 業」(C)

「濃厚接触者の PCR 検査」



(A) 通常の病欠と同様の扱い。本人の希望による年休消化はできるだけ認めて。傷病手当金請求可。

(B) 保健所指示の場合、休業補償はなし。本人の希望による年休消化はできるだけ認めて。

(C) 事業所判断なので休業補償が必要。本人の希望による年休消化はできるだけ認めて。

* (B)は事業所指示でないこと

* (C)の休業補償を事業所が支払わない場合は、本人による「新型コロナウイルス対応休業支援金」の申請を行う。